住所　愛知県春日井市朝宮町３丁目18番地２
フランシエレ・レジーナ・ミタムラ　昭和60年11月12日生
住所　埼玉県川口市芝園町３番３―618号
番毅　昭和56年11月２日生
住所　埼玉県川口市大字木曽呂452番地１
グェン・ファム・マリ　平成２年12月24日生
住所　さいたま市南区辻６丁目４番１号
トモユキ・ハギハラ　昭和45年３月28日生
住所　埼玉県桶川市大字川田谷6785番地１
馬馨茹　平成11年５月20日生
住所　埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目１番34号
金健悦　昭和47年５月19日生
住所　埼玉県久喜市砂原１丁目１番８号
アマンダ・ニコル・アレスナ　平成６年４月３日生
住所　埼玉県白岡市上野田737番地18
金泰花　昭和54年５月13日生
住所　名古屋市千種区清住町２丁目40番地
ローラ・キャスターライン・シマモト　昭和39年８月26日生
住所　福岡県京都郡苅田町与原２丁目10番地７
ジェニファー・クリスチャン・ジョイ・リンガット・マドリガル　昭和60年８月24日生

○財務省告示第百八十二号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十七年四月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年五月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十五回	二百億円	百円四十銭
〃	第二十二回	四十一億円	百二円三十五銭
〃	第二十五回	二億円	百一円四十九銭
〃	第二十七回	四十九億円	百円八十銭
〃	第二十八回	一億円	九十九円九十四銭
〃	第三十七回	二十九億円	百円八十銭
〃	第三十八回	一億円	百二円二十九銭
〃	第三十九回	五億円	百四円十銭
〃	第四十四回	三十八億円	百四円六銭
〃	第四十五回	百億円	百三円六十九銭
〃	第四十六回	十億円	百四円四十銭
〃	第四十七回	五億円	百三円八十五銭
〃	〃	三十億円	百四円
合計		八百億円	

住所　名古屋市中区金山２丁目15番２号
邱勝菊　昭和40年５月23日生
住所　愛知県岡崎市井内町字下堤49番地
劉侃　昭和58年４月10日生
住所　長崎県佐世保市木風町４番15号
曹阿妮　昭和59年２月13日生
住所　三重県桑名市一色町68番地
李光浩　昭和39年６月４日生
姜智恵　昭和43年９月９日生
李美有　平成２年８月25日生
李加有　平成７年６月12日生
住所　東京都品川区南大井２丁目12番14―902号
陳超　昭和56年11月17日生
住所　東京都杉並区西荻南２丁目27番11―1103号
邵智恵　昭和54年５月11日生
住所　東京都杉並区西荻南２丁目27番11―1103号
邵映峰　昭和56年４月18日生
住所　東京都豊島区巣鴨５丁目15番９号
ミョー・チョー　昭和57年６月30日生
住所　千葉県市川市塩浜４丁目２番49―303号
アイマンムサモハマドオマル　昭和54年12月９日生

○財務省告示第百八十三号

国債の金利スワップ取引に関する省令第三条第二項第一号に規定する財務大臣が別に定める特殊の関係のある者を定める件（平成十七年九月財務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から適用する。

平成二十七年五月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

第一項中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

○文化庁告示第二十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として泉佐野市を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年五月二十二日

文化庁長官　青柳　正規

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
奥家住宅（大阪府泉佐野市南中樫井）	三棟	昭和四十四年六月二十日文部省告示第二百九十二号	奥　省一	大阪府泉佐野市羽倉崎二丁目一―四ディレスティアりんくう羽倉崎三〇一号	大阪府泉佐野市南中樫井一九三番地

○厚生労働省告示第二百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、介護保険法第二十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年五月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険法第二十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第二十二条第一項に規定する偽りその他不正の行為が、要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。次号において同じ。）及びその配偶者が所有する現金等に関する虚偽の申請その他不正の行為である場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該虚偽の申請その他不正の行為によって支給を受けた特定入所者介護サービス費（法第五十一条の三第一項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。次号において同じ。）、特